

令和3年2月19日策定

# 業務継続計画書

総合すまいる企業年金基金

# I 基本方針等

## 1 目的

近年多発するスーパー台風、豪雨、巨大地震などの災害のほか、パンデミック災害における当基金の業務継続の考え方・対応について明確化し、役職員等の安全確保を図りつつ有事に備えることで、基金の果たすべき役割・業務を適切に継続・運営していくことを目的として策定するものである。

## 2 適用範囲

本計画書は、執行機関（理事会）および事務局組織に対して適用する。

## 3 基本方針

基金は、次の基本方針に基づき、業務継続対応を行うものとする。

### (1) 人命の安全

職員および関係者（来訪者・取引先等）の安全確保を最優先する。

### (2) 基金に課せられた受託者責任として優先的に継続する重要業務

次の順位において、業務を継続し、又は被害が発生した場合は、業務委託機関（年金経理の資金管理機関＝三菱 UFJ 信託銀行、年金システム管理先＝セキュリティ情報研究所）等と連携・共働して、早期の復旧を目指していくものとする。

第1順位 年金受給者に対する年金の定期支払

第2順位 年金・一時金の新規裁定及び支払

第3順位 加入者の資格取得・資格喪失等の処理、掛金の計算・収納等

### (3) 基金の運営維持

基金の運営を維持し、果たすべき役割を継続させる。

### (4) 地域社会との協調

地域の一員として、地域住民や周辺自治体との協調に努める。

### (5) 二次災害等の防止

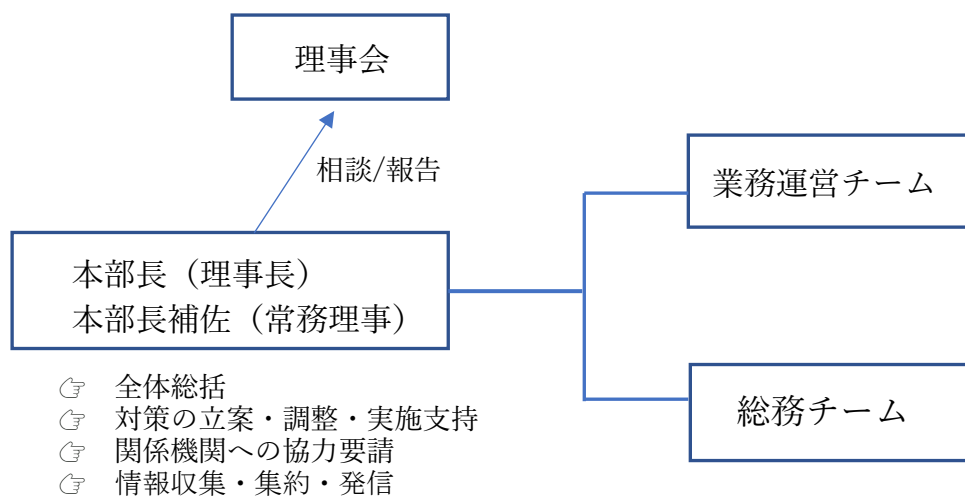
火災・爆発等二次災害の発生を防止し、地域への被害拡大を防止する。新型感染症の発生・流行の際は、感染拡大を防止（うつらない・うつさない）する。

## II 危機管理体制

### 1 危機管理体制の整備

政府の対策本部や東京都および周辺自治体の対策本部が設置されるなど社会情勢の動向を踏まえつつ、理事長が対応する必要があると判断した場合は、危機対策本部（図表1）を設置し、その対応にあたるものとする。

（図表1）危機対策本部体制図



## 2 緊急時における担当と役割

危機対策本部の各チームの役割と担当者は次のとおりとする。

危機対策本部の実施項目	
本部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全体総括</li> <li>・対策の立案・調整・実施支持</li> <li>・関係機関への協力要請</li> <li>・情報収集・集約・発信</li> </ul>
業務運営チーム	<p><b>【業務継続関係】</b> ⇒主として年金支払い方法の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・給付支払いの資金管理機関である三菱 UFJ 信託の稼働状況の確認</li> <li>・年金システムの管理委託先であるセキュリティ情報研究所の稼働状況の確認（新宿オフィス、北九州オフィス）</li> <li>・書類搬送手段の確認</li> <li>・緊急対応要員確保（業務担当者）</li> </ul>
	<p><b>【情報システム関係】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・端末機器の保全</li> <li>・情報通信ネットワーク接続状況の確認</li> <li>・北九州データセンターにある年金システムサーバー稼働状況の確認</li> <li>・1A型年金システムの稼働状況確認および委託先との連絡・調整</li> </ul>
総務チーム	<p><b>【総務・人事関係】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・職員、家族の安否（健康）確認、出勤可否の確認</li> <li>・職員の自宅等の被害状況確認</li> <li>・警察署・消防署等との連絡・調整</li> <li>・感染者対応、保健所、医療機関等との連絡・調整</li> <li>・二次災害、感染拡大防止策の指示</li> <li>・緊急対応要員確保（総務担当者）</li> </ul>
	<p><b>【情報収集・調整関係】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の被害状況、国内外、首都圏の感染状況の把握</li> <li>・建物、事務所室内、備品等の被害状況確認・復旧調整</li> <li>・ビル管理会社との連絡調整、必要な対応</li> <li>・地域との連携調整</li> <li>・取引銀行のほか主要取引先の被害状況確認</li> <li>・行政、関係団体との連絡・調整</li> <li>・基金内、実施事業主等関係者への情報発信</li> </ul>

### 3 緊急時コミュニケーション（連絡網）の整備

緊急時における連絡網を整備し、共有しておくこととする。

- ①理事長と常務理事または事務局職員
- ②三菱 UFJ 信託銀行担当者
- ③セキュリティ情報研究所担当者
- ④取引先銀行等の担当者

### 4 教育・訓練

- (1) 業務継続計画の考え方や重要性について基金内に周知させるため、定期的に職員に対する教育を実施する。
- (2) 本計画書において明示する具体的対応方法を基金内に根付かせ、業務継続の実効性を向上させるため、定期的に訓練（安否確認の一斉テストメールの送信・受信確認、避難訓練、重要備品等の非常持ち出し訓練、等）を実施する。

### 5 業務継続計画の見直し

- (1) 業務継続計画の実効性を維持するため、社会動向の変化や研究機関・専門家等の意見に注意を払い、想定する災害等を含む業務継続計画全体にわたる見直しを定期的実施する。
- (2) 教育・訓練の実施結果を評価するとともに、組織変更や人事異動によって業務継続計画を見直す必要が生じた場合は随時、見直し・修正を実施する。

### Ⅲ 業務継続計画発動フロー（例示）

#### 1 本計画において想定する災害の被害想定（例示）

- (1) 甚大な風水害、巨大地震による電力・通信の不通など事務所の機能停止、情報通信ネットワーク等が不通になる場合を想定
- (2) 新型コロナウイルスの流行又は職員等の感染など事務所への出社制限を想定

#### 2 緊急時における業務継続体制

災害発生または事態発生した場合、人命の安全・健康を守りながら、基金の役割としての最重要業務を継続できるよう以下の体制で対応することとする。

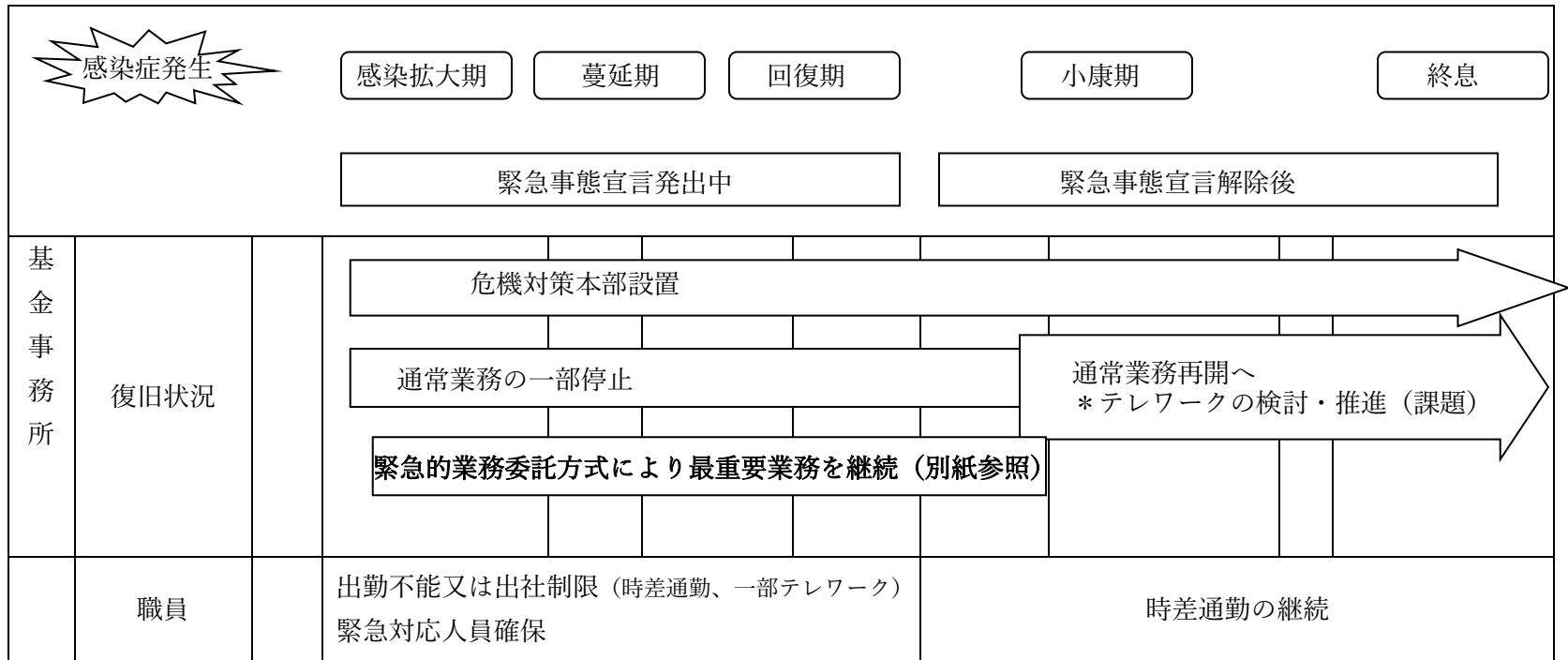
行動手順（例示）

当日 ～ 三日間	<b>【人命の安全】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・職員等の安否（健康）確認、出勤可否の確認</li> <li>・職員の自宅等の被害状況確認</li> <li>・感染者対応、保健所、医療機関等との連絡調整</li> <li>・要員（総務担当者）調整、基金全体の支援要員調整</li> </ul>
	<b>【状況把握】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建物、事務所室内、備品等の被害状況確認・復旧調整</li> <li>・ビル管理会社との連絡調整、地域の被害状況</li> <li>・情報通信ネットワーク接続状況の確認</li> <li>・1A型年金システムの稼働状況確認および委託先との連絡・調整</li> <li>・北九州データセンターにある年金システムサーバー稼働状況の確認</li> <li>・取引銀行のほか主要取引先の被害状況確認</li> <li>・関連組織、業務委託先との危機対処方針共有</li> </ul>
一週間	<b>【仮復旧への準備】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・電力・通信網の段階的復旧</li> <li>・業務委託先、資金管理先との部分的再開に向けた調整</li> </ul>
一か月	<b>【通常体制への移行】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・電力・通信網の全面復旧</li> <li>・業務委託先との通常業務再開へ向けた調整</li> </ul>

業務継続計画フレームワークサンプル

		発災	当日	～3日	～7日	～14日	30日	
ライン	電力	停電		段階的復旧		全面復旧		
	通信	不通		段階的復旧		全面復旧		
	水道	断水			段階的復旧		全面復旧	
	ガス	遮断			段階的復旧		全面復旧	
	道路交通	幹線道路規制			一部交通規制			全面復旧
	交通機関	全面運休			段階的復旧			全面復旧
基金事務所	復旧状況							
	建物、周辺	一部破損	危険箇所立入禁止					
	設備、機器	一部事務機器破損	被害状況確認	予備機器配布	交換・修理完了			
	年金システム	システム停止 (関東圏)		システム状態確認	暫定稼働	仮復旧	本格復旧	
	職員	帰宅困難又は出勤不能	緊急対応要員確保			通常体制へ		

業務継続計画フレームワークサンプル2 (新型感染症)



(テレワークの推進について)

パンデミック業務継続計画では、数年単位の中長期的な出社制限に対して業務を継続する必要があるため、緊急避難的な最重要業務の継続にとどまらず、通常業務を円滑に継続していくことが求められる。そのため基金業務におけるテレワークの推進が課題となっている。

年金基金の業務は、加入員の記録管理、年金給付など個人情報に関する事務が大半を占めており、当該業務は個人情報管理区域及び取扱区域で行うこととされている。また給付金請求書や諸届などは法令上または実務上、紙の取扱いや押印が求められ執務室での作業が前提となり現時点ではテレワークは困難な状況となっている。

個人情報を含むテレワークの実施には、法改正や技術的な進歩が必要不可欠であるが、政府においてデジタル化やテレワーク促進に向けた環境整備等の取組みが推進されており、当基金としてテレワークの実施に向けた物理的・技術的環境の整備などの具体的な検討を進め、所要の措置を講じていくこととする。



# 新型感染症予防対策

## パンデミック対策基本理念

- 1、自己の健康管理に留意し、感染防止に努める。
- 2、職場や家族に感染させない。
- 3、お客様や地域の人々の安心・安全に心を尽くす。

### (職場における対応)

- 時差通勤の継続（テレワークの検討・推進）
- 職場の衛生環境の維持・強化
  - ・事務所入室時の検温
  - ・執務室の換気徹底（窓開け2か所以上）、アクリル板の設置
  - ・手洗い、うがい、咳エチケットなど公衆衛生対策の励行
- WEB会議の利用促進または会議の短縮化、最小人数での実施
- オンラインによるセミナーの実施（PLP）
- 季節性インフルエンザワクチン接種の推奨
- 来訪者がある場合は入室時の検温・手指消毒・マスク着用の協力要請  
および来訪者の記録

### ●テレワークの検討・推進について

テレワークはパンデミック業務継続計画において中長期的な脅威（出社不能状態の長期化）への対応に適している。

年金基金の業務は、加入員の記録管理、年金給付など個人情報に関する事務が大半を占めており、給付金請求書や諸届などは法令上または実務上、紙の取扱いや押印が求められ執務室での作業が前提となる。そのため現時点ではテレワークは困難な状況となっている。

個人情報を含むテレワークの実施には、法改正や技術的な進歩が必要不可欠であるが、政府においてデジタル化やテレワーク促進に向けた環境整備等の取り組みが推進されており、当基金としてテレワークの実施に向けたインフラの整備など具体的な検討を進め、所要の措置を講じていくこととする。

## 自然災害発生に伴う緊急時の業務体制について

スーパー台風、巨大地震、新型感染症等の自然災害により、事務所機能の停止、出勤不能による業務の停止が余儀なくされることが想定される。そのような緊急事態においても、基金に課せられた役割として以下の最重要業務については継続していく必要がある。

- 第一順位 年金受給者に対する年金の定期支払
- 第二順位 年金・一時金の新規裁定及び支払
- 第三順位 加入者の資格取得・資格喪失等の処理、掛金の計算等

## 緊急時の業務体制

当基金の年金システムの使用許諾契約を締結しているセキュリティ情報研究所に支払業務、裁定業務、適用業務を緊急避難的に一時委託する(業務委託形態を一時的に変更する)ことで対応。

## 【セキュリティ情報研究所】

同社は厚生労働大臣の指定を受けた指定法人であり、確定給付企業年金の業務（年金数理に関する業務を含む）の一部を受託することができる法人。

## ○新宿オフィス（東京都新宿区）：

年金システムの開発、企画設計等の業務と年金システムの運用管理等を行う。

なお、年金システムのバックアップ業務を行っている。

## ○北九州オフィス（福岡県北九州市若松区）

北九州市が進める大学、企業等の共同研究施設内にあり、北九州データセンター（※）にある年金システムのサーバー保守、運用管理等を行う。

## ※北九州データセンター（福岡県北九州市八幡東区）

当基金のサーバーが設置されている。ソフトバンクグループの最新鋭のデータセンター。地盤が強く大地震が発生する確率が非常に低い地域に位置しており、多くの企業がシステムのサーバーを置く施設。

☞ 新宿オフィス、北九州オフィスのいずれにおいても業務委託が可能となっており、関東近県に台風、巨大地震の災害があった場合、北九州オフィス、北九州データセンターの被災の可能性は低いため、支払業務、裁定業務、適用業務等の一部を委託することで業務の継続が可能となる。

### <支払業務の委託例>

支払日の10営業日前から4営業日前までの間に、支払対象者及び給付額の確定、送金手続等を行う必要があるため、この間に基金事務所が閉鎖、あるいは出勤が不可能となる場合には、セキュリティ情報研究所の新宿オフィスもしくは北九州オフィスに支払業務の委託を行う。

支払日の10営業日前	・支払及び送金データ作成 (委託) ・受託機関への給付資金取崩の指図 (委託せず)
支払日の5営業日前	・インターネットバンキングによる資金移動 (委託せず) *電子認証されている基金のPCから基金職員が行う
支払日の4営業日前	・インターネットバンキングによる送金指示 (委託せず) *電子認証されている基金のPCから基金職員が行う
支払日	・年金又は一時金 支払

### <給付金 新規裁定の委託例>

- ・請求書を新宿オフィスもしくは北九州オフィスに回送
- ・新宿オフィスもしくは北九州オフィスにおいて新規裁定関連事務 (委託)
- ・基金職員が新規裁定を最終確認 (委託せず)
- ・支払業務は上記支払い手順と同様

### <適用、掛金計算の委託例>

- ・適用届を新宿オフィスもしくは北九州オフィスに回送
- ・新宿オフィスもしくは北九州オフィスにおいて適用・掛金計算関連事務 (委託)
- ・基金職員が適用・掛金計算の最終確認 (委託せず)